

健康注入 医療保険

のお知らせ

Medical Insurance Information

あなたの健康を支えます

国保&後期高齢者医療保険

国民健康保険・後期高齢者医療保険

についてのお問合せは…

■保険税(料)について

市民生活課 国保賦課徴収係

■保険給付について

市民生活課 医療保険係

☎32-2214

へお電話ください



収入の申告は、国民健康保険や後期高齢者医療の保険税(料)を決めるために必要なものです。国民健康保険の場合は加入者と世帯主、後期高齢者医療では加入者や同一世帯の20歳以上すべての方で、「収入が無い」・「各種年金(遺族年金や障害年金)、各種恩給を受給している」・「会社で行った年末調整で扶養となっている」方なども収入の把握が必要となります。

収入の状況がわからないと、本来該当すべき保険税(料)の軽減を受けられなくなるばかりか、病院にかかるときの自己負担額などに影響する場合もあり、適正な算出を行うことができません。まだ申告を済まされていない方は、お早めに申告をしてください。

OSHIRASE

申告は 01

忘れずに 済ませましょう!

申告はお早めに!

収入の申告については、3月15日までとなっておりますので、必ず期間内に申告を済ませましょう。(申告相談日程については広報あかびら2月号をご確認ください。)

例) 平成22年度後期高齢者医療保険料の場合

(1人世帯で収入が遺族年金のみを受給している場合)



収入の申告をしている
場合の年間保険料



4,400円
(軽減に該当します)



収入の申告をしていない
場合の年間保険料



44,100円
(軽減判定が行えないため軽減に該当しません)

※上記の例は、世帯の状況及び収入の種類等により異なります。

医療機関に支払う自己負担割合をご確認ください

「高齢受給者証」には、医療費の自己負担割合が記載されています。

お医者さんにかかるときは、必ず保険証と一緒に提示するようにしてください。

医療費の自己負担割合

- 一般
- 低所得Ⅱ
- 低所得Ⅰ

※平成24年4月から1割→2割に変更



1割

- 現役並み所得者



3割

※所得段階等詳しくはお問合せください。

国民健康保険に加入されている高齢受給者(70歳以上75歳未満)の方が病院にかかるときの自己負担割合は、平成23年4月から2割(現役並み所得者は3割のまま)に変更されることになりました。

なっていました。凍結措置により1年間延長され、平成24年3月末まで1割に据え置かれ、平成24年4月から2割(現役並み所得者は3割のまま)に変更されることになりました。

OSHIRASE

02

国民健康保険 高齢受給者の 自己負担 割合について

高齢受給者証

「高齢受給者証」につきましては、新しい有効期限を記載したものを3月末までにご自宅へ郵送します。お手元に届きましたら記載内容をご確認ください。

特別徴収

年金 からの支払いとなります。

- ▶なお、次の方は特別徴収に該当せず、普通徴収となります。
 - ・受給している年金額が、年額18万円未満の方
 - ・介護保険とあわせた保険料が年金支給の半分以上を超える方
- ※この制度に加入してからおよそ半年間は、年金からの支払いができません。「納付通知書」や「口座振替」でお支払いください。

「年金からの支払い」から「口座振替」へ変更することができます

- ・「口座振替」への変更を希望される方は、申し出の際に、「本人の保険証、預金通帳、お届け印」をお持ちの上、国保賦課徴収係まで申し出の手続きをしてください。なお、「口座振替」に変更される時期は、申し出の手続きをした時期により異なります。
- ・申告の際の「社会保険料控除」は、保険料をお支払いいただいたご家族等の方が控除を受けられます。

普通徴収

納付通知書・口座振替 による 金融機関での支払いとなります。

- ▶納付通知書でお支払いされている方は、納め忘れがないかご確認ください。
 - ▶口座振替に切り替わるまで、数ヶ月のお時間が必要となります。
- ※国民健康保険に加入していた際に、口座振替を利用されていた方で後期高齢者医療保険へ移られた方は、改めて口座振替の届出が必要になります。

OSHIRASE

後期高齢者 医療保険料の 03 お支払いについて

保険料の納め方

保険料の納め方は、「年金からの支払い(特別徴収)」と「納付通知書・口座振替による金融機関でのお支払い(普通徴収)」の2つの方法があります。

後期高齢者医療保険料に についてのお問合せは…

- 保険料の決定に関すること
北海道後期高齢者医療広域連合
☎011-290-5601
- 保険料の納付に関すること
赤平市市民生活課国保賦課徴収係
☎32-2214

市税・使用料等の納付は 便利・確実・安心な 口座振替を!

お仕事など日中忙しく不在がちな方や、うっかり忘れがちの方に、納期ごとに市役所や金融機関へ行く手間がはぶけ、納め忘れの心配のない便利で安心な口座振替をおすすめします。

口座振替の手続きは、通帳とお届けの印鑑をもって市役所各収納担当窓口か市内金融機関の窓口で簡単にできますので、是非ご利用ください。

保育所は、皆さんに負担いただいている保育料と市からの支出により運営されています。保育料を滞納すると保育所の入所ができなくなるばかりでなく、他の行政サービスも受けられなくなります。

また、保育料の滞納により貴重な財源が不足すると、「保育所の健全な運営」と「よりよい保育サービスの提供」に支障をきたします。

このようなことを避けるため、市では保育料の適正化及び収納業務の強化を図っていますので、保育料は忘れずに納入してください。納入できない理由がある場合は、ご相談願います。

■ 納税(付)相談について ■

平日、午前8時30分から午後5時までの間、随時担当係で納税(付)相談を行っていますので、ご利用ください。

保育料の納入は 忘れずに!



赤平市市税等収納向上対策本部

■ 事務局 ■
税務課納税係
☎32-2219